

御坊税務署からのお知らせ

平成28年分 **確定申告**

申告書には
マイナンバーの記載が
必要です!

確定申告は、
自宅から
ネットが便利
☑早い ☑待たない
☑24時間いつでもOK

国税庁
ホームページで
申告書を作成

Step1
Step2

ネットで送信 (e-Tax)
プリントアウトして送付

詳しくは **確定申告** 検索

申告の際には
マイナンバーの記載+本人確認書類の提示 又は 写しの添付 が必要です

申告書の作成は、
自宅等のパソコンで!!

さらに **タブレット端末等から
もご利用できます!**

プリントサービスにも対応!
※ コンビニ等で印刷 (有料)

詳しくは、**こちら!!**

国税庁 検索

申告と納税

所得税および復興特別所得税
贈与税

平成29年
3月15日(水)まで

所得税および復興特別所得税の確定
申告の窓口での相談・申告書の受付は、
平成29年2月16日(木)からです。

消費税および地方消費税
(個人事業者)

平成29年
3月31日(金)まで

確定申告書の作成に当たっては、
「復興特別所得税額」の記載漏れ
のないようご注意ください。

申告書は、国税庁ホームページの
「確定申告書等作成コーナー」での
作成が便利です!!

申告書の作成は、
ご自宅等のパソコンで!!

さらに **タブレット端末等から
もご利用できます!**

プリントサービスにも対応!
※ コンビニ等で印刷 (有料)

詳しくは、**こちら!!**

国税庁 検索

大切なお知らせ!!

御坊税務署内の申告書作成会場の開設は、平成29年2月16日(木)から3月15日(水)です。
2月15日(水)までは、通常の相談窓口での対応となりますので、長時間お待ちいただくことがあります。
平成29年2月16日(木)から3月15日(水)における相談の受付時間は、9時～16時までです。
なお、混雑状況により、早めに相談受付を終了する場合があります。

マイナンバー制度の導入について

マイナンバー制度の導入に伴い、申告手続などには、『マイナンバーの記載』と『本人確認書類の提示又は写しの添付』が必要です。



《本人確認書類の具体例》

- 個人番号カードの表面と裏面
 - 通知カード※
+
運転免許証、健康保険の被保険者証など
- ※通知カードの代用として、マイナンバーの記載がある「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」でも確認ができます。

公的年金を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告書の提出は不要です。

ただし、所得税および復興特別所得税の還付を受けるため、株式等の損失を翌年に繰り越すため等の申告書は提出することができます。

なお、住民税の申告については、お住まいの市町の窓口にお尋ねください。

国税庁ホームページによる申告書作成について

確定申告書の作成はご自宅等で!

申告書等は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。

印刷し郵送等により税務署に足を運ばず申告書等の提出ができます。

また、タブレット端末等からもご利用でき、コンビニ等のプリントサービス(有料)を利用して申告書を印刷することができます。

パソコン・タブレット端末等による確定申告書等の作成方法については国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

【お問い合わせ】☎0570・01・5901

申告会場の開設

☆税理士による
無料申告相談会場日程

会場	日程	受付時間
御坊市役所3階会議室 (御坊市藺350)	2月16日(木)	9:30～11:30 13:00～15:00
日高川町役場3階会議室 (日高川町土生160)	2月20日(月)	
印南町公民館視聴覚室 (印南町印南2009-1)	2月23日(木)	

【お問い合わせ先】

御坊税務署 〒644-0002 御坊市藺430-3 (☎0738・22・0695〔代表〕)

※上記代表番号におかけいただくと、自動音声によりご案内しております。アナウンスに沿って、操作してください。

御坊地区税務協議会(御坊税務署・紀中県税事務所・御坊市役所・日高郡内各町役場)

公益社団法人御坊納税協会

埋蔵文化財包蔵地内におおける

土木工事等の手続きについて

教育委員会から

新築・工事等をする 場合の事前相談・照会

新築・工事等を計画される場合には、埋蔵文化財包蔵地に該当するかを和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図で確認する必要があります。

埋蔵文化財包蔵地に 該当する場合の手続き

埋蔵文化財包蔵地内に該当する場合、事業者は町教育委員会に工事着工60日前までに所定の届出書(文化財保護法第93条第1項)を2部提出する必要があります。この間、工事の着工はできません。

届出書は、町教育委員会を経由し、県教育委員会文化遺産課に進達され、事業内容等を検討し、おおむね次のいずれかを指し示します。

発掘調査

工事に先立ち行う調査で、遺跡の内容を把握するための部分的な発掘を行う確認調査と、記録保存のための本発掘調査があります。

工事立会

工事の現場を、町教育委員会



および県文化遺産課の担当職員が立ち会います。

慎重工事

埋蔵文化財包蔵地内であることを認識して、慎重に工事を実施し、もし埋蔵文化財を発見した場合は、町教育委員会へ連絡をお願いします。

提出が必要な 書類について

届出に必要な関係書類は次のとおりです。

1. 埋蔵文化財発掘の届出書 (指定の様式)
2. 土木工事を行う位置図・付近見取図
3. 土木工事等の概要書類・図面(土地利用計画図・建物配置図・建物の平面図・立面図・基礎図・地中埋蔵物に関する図面等)

※提出部数 2部



埋蔵文化財包蔵地を ホームページで 閲覧される場合

○和歌山県教育委員会文化遺産課
和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500700/maizou/index.html>



埋蔵文化財包蔵地を 直接閲覧される場合

工事等予定のわかる地図(住宅地図等)をご持参のうえ、日高町中央公民館まで、お越しください。

詳しくは、日高町中央公民館
(☎633・3811)まで。